

資料 2

県北地域ワーケーション施設
プロモーションツアー業務

業務仕様書

令和 4 年 6 月

岩手県県北広域振興局経営企画部

この「業務仕様書」は、県北広域振興局（以下「県」という）が、『県北地域ワーケーション施設プロモーションツアー業務』（以下「本業務」という）の委託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という）に要求する本業務の概要や契約に係る特記事項等を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務概要

(1) 趣旨

管内市町村のワーケーションに活用可能な施設を広域で巡るツアーを、発信力のあるインフルエンサー等を招請して開催し、地域としてワーケーションの受け入れに取り組んでいることや地域の魅力を広く発信する。

これによる全国からのワーケーション受け入れの促進、関係人口の拡大により、地域の魅力及び県北地域でもテレワークが可能であることを認識してもらい、ひいては県北地域への転職を必要としない移住・定住の促進を見込む。

(2) 業務内容

ア プロモーションツアーの企画及び運営

イ 招請するインフルエンサーの選定及びインフルエンサーからの情報発信に係る業務一式

(3) 履行期間

委託契約の締結日から令和4年12月28日（水）まで

(4) 契約上限額

1,192,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（この金額は、契約時の予定金額を示すものではない）

2 本業務の仕様に関する事項

インターネット上で発信力のあるインフルエンサーの方に岩手県北地域でのワーケーションを体験してもらい、実体験に基づいた訴求力のある情報を発信いただく事で、岩手県北地域のワーケーション施設と地域の魅力を効果的に発信しようとするもの。想定する主なターゲットはワーケーションに興味のある方の多い20代から30代とするが、実際にターゲットとする方の属性については、提案の中で明らかにすること。

(1) プロモーションツアーの企画、運営

ツアーの仕様は次のとおりとし、委託期間内に開催すること。なお、ツアーで使用する施設、体験するコンテンツ等の予約等については、受託者で対応すること。

ア ツアー日数

合計4泊5日以上とし、行程の分割も可とする。（2泊3日を2回等）

イ ツアー人員

1名～2名とし、全て(2)で選定したインフルエンサーとする。

ウ ツアー内容

- ・久慈市、洋野町、野田村及び普代村の施設を各1日以上利用すること。
- ・各市町村では、施設でのテレワークと体験型のコンテンツを取り入れ、施設のテレワーク環境と地域の魅力をツアー参加者が体験できるようにすること。
- ・食事については、地域の食材を用いたものや、地域の飲食店を利用するなど、岩手県北地域ならではのものとなるよう最大限配慮すること。
- ・その他、地域の魅力を伝えられる企画があれば、実施すること。

エ 利用施設

次の各施設で1泊以上し、テレワーク体験を行うこと。

- ・にぎわい創造交流施設ヒロノット（岩手県九戸郡洋野町種市第7地割116-21）
- ・庵日形井・染織工房（岩手県九戸郡野田村大字野田6-75 アジア民族造形館内）
- ・国民宿舍くるさき荘（岩手県下閉伊郡普代村第2地割字下村84番地4）
- ・平庭山荘（岩手県久慈市山形町来内第20地割13-1）

オ その他

ツアーのサポートを行う添乗員を1名以上同行させること。

(2) 招請するインフルエンサーの選定及びインフルエンサーからの情報発信に係り必要な業務一式

ア 選定要件

以下を満たすこととし、招請の打診等は受託者で行うこと。

- ・インターネット上で情報を発信する媒体を所有していること。
- ・発信する情報の閲覧数見込が10,000人を超えること。（指標例：SNSのフォロワー数、ブログの平均閲覧者数など）

イ 招請者からの情報発信の管理

受託者の責任において、ツアーでの体験内容を基に、招請者から岩手県北地域でのワーケーションを促すような情報が発信されるようにすること。なお具体的な発信イメージ、発信回数等は提案することとするが、発信は委託期間内に行うこと。

ウ その他必要な業務

その他ツアーへの招請に係り必要な業務は全て受託者で対応すること。

(3) その他

ア 本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項は、県と協議の上これを解決する。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、業務内容を変更する場合がある。

ウ 別添に各市町村問い合わせ先、利用する施設の情報が分かるインターネットアドレス及び体験型コンテンツの例をまとめているので参考とすること。なお、体験型コンテンツは例の中からの選定を推奨するものではなく、そのほかの体験型コンテンツの提案を妨げない。

3 成果物の提出

業務完了後に提出する成果物は次のとおりとする。

(1) 実施報告書

(2) ツアーの実施状況を確認できる資料（写真、当日の行程表等）

(3) 発信した情報の内容と発信回数及びその閲覧数等が確認できる資料

4 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 発注者は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

イ 受託者は、上記アによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から発注者に移転することとするが、その詳細については、発注者及び受託者間で協議のうえ、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。